

「旅客に周知すべき安全情報に関する一般指針」一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
令和3年3月24日制定（国官参事第1008号） 令和4年3月29日一部改正（国官参事第826号） <u>令和8年×月××日一部改正（国官参航安第×××号）</u>	令和3年3月24日制定（国官参事第1008号） 令和4年3月29日一部改正（国官参事第826号）
航空局安全部航空安全推進室長	航空局安全部航空安全推進室長
旅客に周知すべき安全情報に関する一般指針	旅客に周知すべき安全情報に関する一般指針
1. 目的（略）	1. 目的（略）
2. 旅客に周知すべき安全情報（略）	2. 旅客に周知すべき安全情報（略）
<p>2-1 一般事項に関する安全情報</p> <p>(1) 地上移動（トーイング及びプッシュバックを含む。以下同じ。）開始前までに周知する安全情報 客室乗務員は出発のための地上移動開始前までに全ての旅客に対して客室内の放送等により以下の安全情報を周知すること。</p> <p>① 持込手荷物の収納場所及び収納方法 ② 着席及び地上移動中を含め着席中は常時シートベルトの着用※1 ③ 電子機器の使用に関する事項 ④ (6) に示す非常口座席の旅客に対して周知する安全情報</p> <p><u>※1：例えば腰の低い位置で緩みのないように着用するなど旅客の体形等に応じた適切な方法によるシートベルトの着用について周知をすること。以降のシートベルト着用に係る周知に対しても同じ。</u></p> <p>(2) 客室乗務員は離陸前までに全ての旅客に対して客室内の放送等により以下の安全情報を周知すること。なお、周知が完了するまで離陸してはならない。 a. ~b.（略）</p> <p>デモンストレーション用の装備品は飛行機に適したものであること。また、カーテンや仕切り等はデモンストレーションの死角とならないよう開放し、客室内の構造、座席の種類等により死角がある場合は当該旅客に対して個別に周知等を行うこと。 なお、ビデオ放映中はビデオ視聴を最優先とし、旅客への声かけは必要最小限とすること。</p> <p>(3) 離陸後に周知する安全情報 客室乗務員は離陸後に全ての旅客に対して客室内の放送等により以下の安全情報を周知すること。 ① シートベルトサイン点灯中及び着席中は常時シートベルトを着用すること。</p> <p>(4) ~ (7)（略）</p>	<p>2-1 一般事項に関する安全情報</p> <p>(1) 地上移動（トーイング及びプッシュバックを含む。以下同じ。）開始前までに周知する安全情報 客室乗務員は出発のための地上移動開始前までに全ての旅客に対して客室内の放送等により以下の安全情報を周知すること。 ① 持込手荷物の収納場所及び収納方法 ② 着席及びシートベルトの着用 ③ 電子機器の使用に関する事項 ④ (6) に示す非常口座席の旅客に対して周知する安全情報</p> <p>(2) 客室乗務員は離陸前までに全ての旅客に対して客室内の放送等により以下の安全情報を周知すること。なお、周知が完了するまで離陸してはならない。 a. ~b.（略）</p> <p>デモンストレーション用の装備品は飛行機に適したものであること。また、カーテンや仕切り等はデモンストレーションの死角とならないよう開放し、客室内の構造、座席の種類等により死角がある場合は当該旅客に対して個別に周知等を行うこと。 なお、ビデオ放映中はビデオ視聴を最優先とし、旅客に対しての声かけは必要最小限とすること。</p> <p>(3) 離陸後に周知する安全情報 客室乗務員は離陸後に全ての旅客に対して客室内の放送等により以下の安全情報を周知すること。 ① シートベルトサイン点灯中及び着席中はシートベルトを着用すること。</p> <p>(4) ~ (7)（略）</p>

改正後	改正前
<p>2-2 緊急時等における安全情報</p> <p>(1) 緊急事態発生時に周知する安全情報 緊急事態発生時、客室乗務員は全ての旅客に対して以下の安全情報を周知すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 緊急事態の発生の事実及びその対応 ② 不時着陸（水）が予想される場合は、シートベルトを着用（チャイルドシート等の使用を含む。）し、衝撃緩和姿勢をとること。 ③ 飛行機が完全に停止後、乗務員の指示に従い速やかに脱出すること。 ④ 緊急脱出時は以下を禁止すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 持込手荷物を持ち出すこと。 ・ カメラ、ビデオ等により撮影を行うこと。 ・ ハイヒール等の鋭利なものを身につけること。 <p>(2) 巡航中にシートベルトサインが点灯した際に周知する安全情報 気流の乱れ等により巡航中にシートベルトサインが点灯した際、客室乗務員は全ての旅客に対して客室内の放送等により以下の安全情報を周知すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 座席に戻りシートベルトを着用すること。 ② トイレの使用制限 <p><u>③ 突発的な揺れに遭遇した場合に備えて周知する安全情報</u> <u>シートベルトサインが点灯していない場合であっても気流の乱れ等により突発的な揺れの可能性があることから、適切な時期に、客室乗務員は全ての旅客に対して客室内の放送等により以下の安全情報を周知すること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>着席中は常時シートベルトを着用すること。</u> ② <u>離席中における突発的な揺れに対する負傷防止のための対処方法</u> 	<p>2-2 緊急時等における安全情報</p> <p>(1) 緊急事態発生時に周知する安全情報 緊急事態発生時、客室乗務員は全ての旅客に対して以下の安全情報を周知すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 緊急事態の発生の事実及びその対応 ② 不時着陸（水）が予想される場合は、シートベルトを着用（チャイルドシート等の使用を含む。）し、衝撃緩和姿勢をとること。 ③ 飛行機が完全に停止後、乗務員の指示に従い速やかに脱出すること。 ④ 緊急脱出時は以下を禁止すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 持込手荷物を持ち出すこと。 ・ カメラ、ビデオ等により撮影を行うこと。 ・ ハイヒール等の鋭利なものを身につけること。 <p>(2) 巡行中にシートベルトサインが点灯した際に周知する安全情報 気流の乱れ等により巡行中にシートベルトサインが点灯した際、客室乗務員は全ての旅客に対して客室内の放送等により以下の安全情報を周知すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 座席に戻りシートベルトを着用すること。 ② トイレの使用制限 <p>(新設)</p>
<p>2-3 (略)</p>	<p>2-3 (略)</p>
<p>3. 安全のしおり (略)</p> <p>3-1 安全のしおりの要件 (略)</p> <p>3-2 安全のしおりへの記載事項 安全のしおりには、飛行機に適した以下の内容を最低限記載することとし、安全情報以外のものは記載しないこと。なお、視覚障害者用の安全のしおりの記載についても以下に準じるが、客室乗務員の対応等を考慮して作成しても良い。</p> <p>a. 一般的事項に関する安全情報</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 持込手荷物の収納方法（通路を塞がないこと及び収納棚開放時の注意を含む。） ② シートベルトの脱着及び調整方法 ③ 離着陸時はテーブル、背もたれ等を元の位置に戻すこと。 ④ 喫煙の制限 ⑤ 電子機器の使用制限 ⑥ <u>地上移動中を含め</u>着席中は<u>常時</u>シートベルトを着用すること。 <p>b. (略)</p>	<p>3. 安全のしおり (略)</p> <p>3-1 安全のしおりの要件 (略)</p> <p>3-2 安全のしおりへの記載事項 安全のしおりには、飛行機に適した以下の内容を最低限記載することとし、安全情報以外のものは記載しないこと。なお、視覚障害者用の安全のしおりの記載についても以下に準じるが、客室乗務員の対応等を考慮して作成しても良い。</p> <p>a. 一般的事項に関する安全情報</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 持込手荷物の収納方法（通路を塞がないこと及び収納棚開放時の注意を含む。） ② シートベルトの脱着及び調整方法 ③ 離着陸時はテーブル、背もたれ等を元の位置に戻すこと。 ④ 喫煙の制限 ⑤ 電子機器の使用制限 ⑥ 着席中はシートベルトを着用すること。 <p>b. (略)</p>

「旅客に周知すべき安全情報に関する一般指針」一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
c. ①～⑧ (略) ⑨ 脱出スライドの滑り方（着地点が見えるように <u>上体</u> を起こすこと。）及び脱出スライド下での援助 ⑩ (略)	c. ①～⑧ (略) ⑨ 脱出スライドの滑り方（着地点が見えるように状態を起こすこと。）及び脱出スライド下での援助 ⑩ (略)
4. 言語要件 (略)	4. 言語要件 (略)
5. その他 (略)	5. その他 (略)
附 則（令和4年3月29日 国官参事第826号） 1. 本指針は、令和4年4月1日から適用する。 <u>附則（令和8年〇月〇〇日 国官参航安第〇〇〇号）</u> <u>1. 本指針は、令和8年〇月〇〇日から適用する。</u> <u>2. この指針の適用の際、現に認可を受けている運航規程又は認可を申請している運航規程については、改正後の規定にかかわらず、令和8年〇月〇〇日まで、従前の例によることができる。ただし、本指針が適用される前に使用している安全のしおりについては、次に安全のしおりを改訂するまで従前の例によることができる。</u>	附 則（令和4年3月29日 国官参事第826号） 1. 本指針は、令和4年4月1日から適用する。 （新設）